

## 確認申請 ～ 大河原土木かわら版 ～



- 長期優良住宅普及促進事業（100万円の補助）が制度化されました。
- 土砂災害警戒区域等が広がっています。

国では、中小住宅生産者により供給される長期優良住宅に対して助成を行う今年度（平成21年度）限りの補助事業で、予算50億円、約5000戸で先着順での事業を制度化しました。

■補助対象者 補助対象者は、以下の要件を全て満たす方です。

- 1) 年間の新築住宅供給戸数が50戸程度未満（3年間平均54戸以下）の住宅供給事業者
- 2) 建築主と住宅の建設工事請負契約を締結（又は売買契約を締結※）し、かつ当該住宅の建設工事を行う者

■補助の対象となる住宅 次の要件を満たすものに限ります。（詳しくは「HPの手続きマニュアル」を参照）

- 1) 長期優良住宅普及促進法に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けること
- 2) 完了報告を行うまでに一定の住宅履歴情報の適切な整備及び蓄積をすること
- 3) 建設過程の公開により、関連事業者や消費者等への啓発を行うこと（現場見学会等の実施）

■補助金額（補助対象経費×0.1又は100万円のいずれか低い額）

本事業による補助金の額は、補助対象となる建築工事費の1割以内の額で、かつ対象住宅1戸当たり100万円を上限とします。（補助を受けることのできる住宅の戸数は、一補助事業者あたり25戸が上限です）

■補助対象経費

対象住宅の建設に要する以下の費用が補助対象となります。

建築工事費（主体工事費、屋内電気設備工事費、屋内ガス設備工事費、屋内給排水設備工事費）

上記以外の工事を行うことに差し支えありませんが、補助対象とはなりません。

\*補助対象となる建築工事費について他の補助金等の交付を受けている住宅又は受ける見込みである住宅の場合は、当該他の補助金の対象経費を本事業による補助対象経費から除く。

（他の補助金等とは、国の補助金のみならず県や市町村等の単独補助金も含まれます。）

例）県による太陽光発電設備への補助との併用の場合

補助対象経費＝建築工事費－太陽光発電設備の補助対象経費

補助金の二重交付はNGということでしょう。

■エントリー（事業者募集：平成21年8月7日（金）必着）（事前エントリーが必要です）

支援室に、書留による郵送等（宅配便も可）により、申請書類を2部提出して下さい。

6月4日から実施されています。お早めに。

※申請書、添付する書類等、手続きの詳細は国のホームページをご覧ください。

\*エントリーシートの受付後、概ね1週間以内に、申請者に対してエントリー受付通知書（事業者番号及び受付年月日が記載されたもの）を支援室より送付します。

■補助金交付申請（補助対象住宅申請：平成21年12月11日（金）必着）

エントリーが完了していることが前提です。（エントリーと補助申請を同時に行うことも可能）

## ■ 交付の決定

「補助金交付申請書」の受付順による書類審査にて交付決定通知書を申請者にお送りします。

## ■ 事務局は、国土交通省長期優良住宅普及促進事業実施支援室 (<http://www.cyj-shien.jp>) (国の機関です)

本事業に関する詳細は直接次の電話に問い合わせしてください **電話 03-6214-5909**

ホームページ : [長期優良住宅普及促進事業実施支援室 : http://www.cyj-shien.jp/](http://www.cyj-shien.jp/)

受付 : 月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 9 : 30～17 : 00

※ 長期優良住宅の認定を受けるには法律で定められている基準があり、認定を受ける必要があります。

概要は「かわら版96号(前月号)をご覧ください。

## 土砂災害警戒区域等が広がっています

平成21年6月30日付けで新たな箇所が指定されました

新たに指定された箇所

自然現象の種類	所在地	溪流名又は箇所名	溪流番号又は箇所番号
土石流	白石市越河	大仏前沢	1-11-068
	白石市越河	松沢	1-11-069
	白石市越河	後町沢1	1-11-070
	白石市越河	後町沢2	1-11-071
	白石市越河	中妻沢	1-11-072
	白石市越河	丑山沢1	1-11-073
	白石市越河	丑山沢2	1-11-074
	白石市越河	丑山沢2	1-11-075
急傾斜地の崩壊	白石市越河	山頭	I-自-0022
土石流	村田町沼辺	寄門沢	1-32-109
	村田町沼辺	粕沢	1-32-114
	村田町沼辺	竹林沢	1-32-116
急傾斜地の崩壊	村田町沼辺字牡丹山	鹿野	I-自-0081
	村田町沼辺字寄門二	寄門	I-自-0082
	村田町沼辺字立石	立石	I-自-0083
	村田町沼辺字竹林	竹林	I-自-1151

詳しくは土木部防災砂防課のホームページをご覧ください。

宮城県庁 > 土木部 > 組織別案内 > 防災砂防課 > みやぎの砂防 > 土砂災害警戒区域等指定箇所 からご覧ください。

土砂災害警戒区域に指定された区域では建築規制がある場合があります。

みやぎの砂防 > 土砂災害防止法の紹介 で内容を確認して下さい。



お願いです  
確認申請書、計画概要書等は**両面コピー**で提出願います。  
(書類が多くなり保管に支障をきたしています。)

## お知らせ

大河原土木事務所建築班のホームページをご覧ください。

このかわら版をカラーで見ることができます。

また、いままで発行したかわら版をはじめ各種情報を掲載しています。

(宮城県庁 → 土木部 → 大河原土木事務所から入って下さい)

# 長期優良住宅普及促進事業について

「長期優良住宅普及促進事業」とは

「長期優良住宅普及促進事業」は、地域の中小住宅生産者により供給される木造住宅(一定の長期優良住宅)への助成を行い、住宅供給の主要な担い手である中小住宅生産者による長期優良住宅への取組を促進する補助事業です。

事業の内容

下記の要件を満たす長期優良住宅に対して補助を行います。  
(平成22年2月10日までに全ての事業が完了し、支援室に実績報告を行うことが条件となります。)

長期優良住宅法の施行(H21.6.4)

1戸当たり  
建設費の1割以内  
かつ100万円を限度  
に補助

支援

中小住宅生産者により  
供給される木造住宅

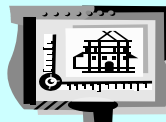
長期優良住宅

《補助の要件》

①長期優良住宅の認定



②所定の住宅履歴情報の整備



③建設過程の公開により、  
関連事業者や消費者等  
を啓発



《補助の要件》の詳しい内容は裏面へ

中小住宅生産者による長期優良住宅の取組の普及促進

補助対象となる住宅の供給事業者について

直近3年間の平均新築住宅供給戸数が50戸程度未満の住宅供給事業者で、建築主と住宅の建設工事請負契約を締結し当該住宅の建設工事を行う者、または買主と住宅の売買契約を締結し当該住宅の建設工事を行う者が対象です。(補助を受ける住宅は、1事業者あたり25戸を上限とします)

※ 個別の事業者単独による応募のほか、住宅供給事業者が組織するグループ・団体による応募も可能です。

【お問い合わせ先】長期優良住宅普及促進事業 実施支援室

電話 03-6214-5909

<http://www.cyj-shien.jp>

受付: 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00～18:00

## 要件① 長期優良住宅建築等計画の認定

所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定を受けるものであること

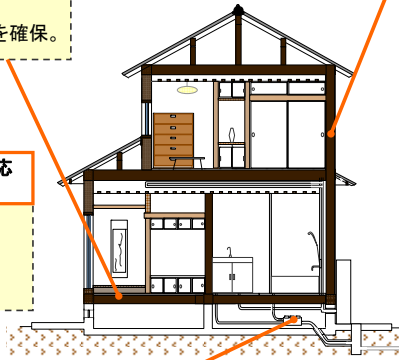
### ■ 長期優良住宅認定基準のイメージ(木造戸建住宅)

**劣化対策**  
数世代にわたり住宅の構造躯体が使用できること  
劣化対策等級3に加えて、  
・床下及び小屋裏の点検口を設置。  
・床下空間に330mm以上の有効高さを確保。

**長期に利用される構造躯体において対応しておくべき性能**  
必要な断熱性能等の省エネルギー性能が確保されていること。  
・省エネルギー対策等級4

**維持管理・更新の容易性**  
構造躯体に比べて耐用年数が短い内装・設備について、維持管理(清掃・点検・補修・更新)を容易に行うために必要な措置が講じられていること。  
・維持管理対策等級(専用配管)等級3

**居住環境** 良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。



**耐震性**  
極めて稀に発生する地震に対し、継続利用のための改修の容易化をはかるため、損傷のレベルの低減をはかる。  
次のいずれかの措置を講じる。  
・耐震等級(倒壊等防止)の等級2とする。  
・大規模地震時の地上部分の各階の安全限界変形の当該階の高さに対する割合をそれぞれ1/40以下とする。(層間変形角を確認)  
・免震建築物であること。

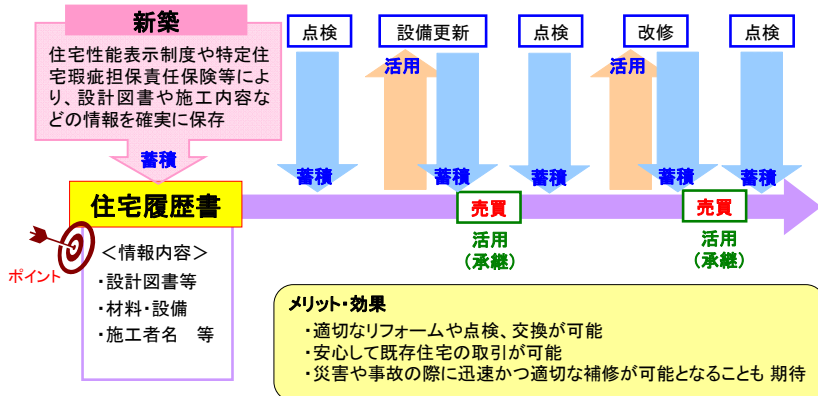
**計画的な維持管理**  
建築時から将来を見据えて、定期的な点検・補修等に関する計画が策定されていること  
・構造耐力上主要な部分、雨水の浸入を防止する部分及び給水・排水設備について点検の時期・内容を定めること。  
・少なくとも10年ごとに点検を実施すること。

**住戸面積**  
良好な居住水準を確保するために必要な規模を有すること。  
・75㎡以上(2人世帯の一般型誘導居住面積水準)、かつ、住戸内の一つの階の床面積が40㎡以上  
※地域の実情に応じて引上げ・引下げを可能とする。ただし、55㎡(1人世帯の誘導居住面積水準)を下限とする。

長期優良住宅の認定基準等については、国土交通省ホームページ「長期優良住宅法関連情報」をご覧ください。  
[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000006.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000006.html)

## 要件② 住宅履歴情報の整備

補助事業の実績報告までに住宅履歴情報の適切な整備及び蓄積がなされていること



住宅履歴情報については、国土交通省ホームページ「住宅履歴情報の整備検討について」をご覧ください。

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000001.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000001.html)

## 要件③ 建設過程の公開

住宅の棟上げ以降で、内装工事よりも前の工程で、工事中の現場を一般公開すること



注：要件や申込先等、応募手続の詳細については長期優良住宅普及促進事業実施支援室ホームページ( <http://www.cyj-shien.jp> )に掲載の「手続きマニュアル」等をご覧ください。